

利益相反ポリシー

1 目的等

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下、「本協会」という。）は、本協会の事業を推進するにあたり、本協会役職員、選手、指導者等の関連当事者（以下、「本協会役職員等」という。）と本協会との間で生じ得る利益相反を以下のように適正に管理する。

- (1) 本協会は、本協会役職員が安心して取り組むことができる透明性の高い事業を推進するため、利益相反管理体制を構築し、継続的に運用する。
- (2) 本協会は利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であるという事を本協会役職員等が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行する。
- (3) 本協会は、本協会役職員等に対して利益相反管理体制に必要な情報の開示を求め、適切に対処する。

2 利益相反取引該当性

本協会では、本協会が本協会と取引を行う者（以下、「取引相手」という。）との取引において、以下(1)ないし(3)の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）による審議対象とする。

- (1) 本協会が契約当事者となる取引
- (2) 対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 本協会役職員等、その配偶者又は同居の親族が次の①ないし③に該当する取引、若しくは、本協会役職員等の懇意にする団体が次の①に該当する取引。なお、本ポリシーにおいて「懇意にする団体」とは、本協会役職員等が現在又は過去に、雇用され又は所属したことのある会社または団体をいうものとする。

①取引相手

②取引相手の役員（会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事）

③取引相手の株式または持分の20%以上を保有

3 利益相反の判断基準

本協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本協会としてこれを許容できないものと判断する。

本協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本協会役職員等が本協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- (2) 本協会役職員等が、本協会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合

(3) 当該取引により、本協会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

附 則

2021年6月21日制定